

横須賀市太極拳協会規約

平成26年4月1日制定
令和7年4月1日改定

横須賀市太極拳協会

横須賀市太極拳協会規約

第1章 名称と事務所

(名称)

第1条 本会は横須賀市太極拳協会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は事務局長宅に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は横須賀市における太極拳の普及振興と社会福祉貢献を行い、市民の健全な心身の維持向上と生きがいのある生涯の達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 太極拳の地域への普及活動及びボランティア活動を行う。
2. 会員に対する指導育成と技術向上を図る。
3. 各種講習会及び技能検定に参加し、又本協会に於いても行う。
4. 太極拳競技大会（全国大会、県大会、市大会等）に積極的に参加する。
5. 太極拳に関する調査研究及び情報の収集を行う。
6. その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

第3章 組織

(構成)

第5条 本会は次の者によって構成する。

1. 正会員 太極拳を修得する普及会の者及び理事会が認めた各教室の者とする。
2. 特別会員 会長が推薦し理事会で承認を得た者

第4章 入会、退会及び再入会

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は原則として所属していた団体を退会のうえ入会し、横須賀市太極拳協会の運営方針並びに規約等を遵守し入会することが出来る。但し、小規模を除く団体については理事会で諸事項について聴取の上、協議して決める。

(退会)

第7条 個人を除き退会する場合は申し出を受けて、その事情について理事会で聴取の上、協議し決める。尚、理事会が好ましくないと認めた者は退会させることができる。

(再入会)

第8条 再入会する場合は次による。

1. 加入を希望する者は前条第6条に基づき（但し書きを除く）、入会することができる。但し、小規模を除く団体については理事会で諸事項について聴取の上、協議して決める。

第5章 役員及び職員

(役員)

第9条 本会は次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 理事長 1名
3. 副理事長 1名
4. 事務局長 1名
5. 理事 数名
6. 評議員 数名
7. 監事 2名
8. 会計 3名

(役員を選出)

第10条 役員を選出は次による。

1. 会長は理事会及び評議員会に諮り決める。
2. 会長は理事を推薦することが出来る。
3. 理事長及び副理事長、事務局長は理事の互選により決める。
(副理事長は理事長が必要と認めた場合に置く)
4. 評議員及び監事は理事会において選任する。
5. 監事は本会他の役員と兼任することはできない。
6. 会計は本会の会計を担当する。

(役員業務)

第11条 役員業務は次による。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 理事長は会長の命を受けて会務を執行する。
3. 理事長に事故ある時はその業務を理事より選出された者が代行する。
4. 理事は理事会を構成し、本会の承認に基づき会務を執行する。
5. 評議員は評議委員会を構成し、理事会の決定事項を承認する。
6. 監事は本会の会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は次の通りとする。

1. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補充又は増員により選任された役員任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

(事務局)

第13条 本会に事務局を置き、その業務は次の通り。

1. 県連盟及び市スポーツ協会に関する事務を処理する。
2. 理事会及び評議員会の決定に基づき事務を行う。
3. その他本会に関する事項を担当する。

(顧問)

- 第14条 本会は顧問を置くことができる。
1. 顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱する。
 2. 顧問は会議に出席して意見を述べるることができる。

第6章 会議

(会議)

- 第15条 本会の会議は総会、理事会、役員会とする。

(総会)

- 第16条 総会は正会員を以て構成し、定期総会及び臨時総会とする。
1. 総会は会長が招集し、主宰する。
 2. 総会は毎年1回開催する。
 3. 臨時総会は必要に応じて開催することができる。
 4. 総会は理事会及び評議員会で承認した事項を報告し、意見を聴取すると共に会員相互の親睦を図る。

(理事会)

- 第17条 理事会は理事を以て構成する。
1. 理事会は理事長が招集し、主宰する。
 2. 理事会は次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 本会の基本法式及び運営に関すること
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること
 - (3) 予算及び決算に関すること
 - (4) 連盟、市スポーツ協会に関すること
 - (5) 評議員及び監事の選任
 - (6) 入会、退会及び再入会に関すること
 - (7) その他連絡、報告事項

(評議委員会)

- 第18条 評議委員会は評議員を以て構成する。
1. 評議委員会は理事長が招集し、主宰する。
 2. 評議委員会は理事会で付議された前条2項について審議の上、承認する。
 3. 評議員は各教室を代表し、広く会員の意見を聴取し、理事会に提案する。

(役員会)

- 第19条 役員会は、理事長・理事・評議員・監査・会計・事務局長を以て構成する。
1. 役員会は理事長が招集し、主宰する。
 2. 本会に関わる具体的事案について検討する。

(議決の方法)

- 第20条 会議の議決は構成する出席者により決定する。
1. 会議は出席者の過半数以上を以て成立し、議決は出席者の過半数の賛成を以て決する。但し、委任状を以て出席に代えることができる。
 2. 議決が可否同数の場合は議長の決するところによる。

第7章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

1. 会費
2. 補助金（委託料）
3. 参加費
4. 事業収入
5. 寄付金
6. その他

(会費)

第22条 本会の会費収入は通常の会費及び臨時の会費とする。

1. 会費は別に定めた細則に従い毎月会費を納入する。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第8章 補足

第24条 本規約の施行に関して必要な事項及び細則は、理事会及び評議員会の承認を経て会長が別に定める。

付則（平成26年4月1日制定）

この規約は平成26年4月1日より施行する。

付則（平成28年4月1日改定）

この規約は平成28年4月1日より施行する。

付則（令和7年4月1日改定）

この規約は令和7年4月1日より施行する。